

議案第58号

みよし市職員定数条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和6年11月29日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、市長の事務部局等の職員定数の見直しをするため必要があるからである。

みよし市職員定数条例の一部を改正する条例

みよし市職員定数条例(昭和32年三好村条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「336人」を「393人」に改め、同項第6号中「147人」を「162人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

みよし市職員定数条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>393</u>人</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 病院事業の職員 <u>162</u>人</p> <p>2以下 略</p>	<p>第2条 同左</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>336</u>人</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 病院事業の職員 <u>147</u>人</p> <p>2以下 略</p>